

■ 2017年度予備試験合格者向け事務所説明会のお知らせ■

●事務所紹介

横浜法律事務所は、1963年に神奈川の地で、市民・働く人たちの権利を守るための事務所を目指して設立されました。時代の流れにより、人々を取り巻く情勢は刻々と変化していますが、所属弁護士はその変化に対応し、市民、働く人、消費者、高齢者、外国人、子どもなど、様々な人たちの権利を守り、事件を解決するための取組みを行ってきました。市民に身近であり、その権利を守る存在でありたいというのが私たちの理念です。

当事務所の弁護士は、IBM ロックアウト解雇事件、鎌倉市職労不当労働行為事件等の大規模な労働争議（労働者側）に複数名で取り組んでいる他、過労死・過労自死事件、原発訴訟、B型肝炎訴訟、フラッシュモブ禁止命令違憲訴訟等の社会的問題や人権課題にも中心的に取り組んでいます。その他、弁護士会、日本労働弁護団、青年法律家協会、自由法曹団、過労死弁護団等の各種法律家団体の活動にも所員を挙げて取り組んでいます。

●事務所構成

弁護士13名（男性8名 女性5名）14期～68期の弁護士で構成されています。

※70期1名入所予定

●取扱事件

一般民事・家事・労働・労災・クレサラ・破産管財・消費者・外国人入管・行政・医療過誤・学校事故・高齢者及び障害者の権利・成年後見・刑事・少年・その他

<当事務所にて**労働事件学習会**を開催します！>

当事務所では、予備試験合格者向けに、労働者側の労働事件の実情や魅力を知っていただくべく、労働事件学習会を開催します！

講師は、様々な大規模労働争議に中心的に取り組んできた、小島周一弁護士（36期、日本労働弁護団常任幹事・元幹事長、元横浜弁護士会会長）が務めます。

題材は、営業譲渡に伴う組合員採用拒否の不当労働行為性について画期的な判断を示した、**青山会事件（東京高判H14.2.27 労判824号17頁）**を扱います。同事件は、小島弁護士が主任で担当していた事件です。

重要労働判例の担当弁護士から見た、労働事件の取扱い方、対応方法等についてもお話しいただく予定です。貴重な機会だと思しますので、ぜひ奮ってご参加ください！

申込方法：下記のアドレス宛に氏名、所属、連絡先を記載の上、メールにてお申し込みください。

yokoho@violin.ocn.ne.jp

日時：2018年1月12日18時～ **※学習会終了後、懇親会もあります！**

場所：横浜法律事務所（7F 受付にお越しください！）

事務所HP：<https://yokohamalawoffice.com/>

事務所フェイスブック：<https://www.facebook.com/yokohamalawoffice/>

※事務所HPのQRコードは↓です。

